

いじめ防止基本方針

1 「いじめ」と「いじめ類似行為」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*1}にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様^{*3}があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの^{*4}をいう。

なお、「上越市いじめ防止基本方針」により、「いじめ類似行為」についても「いじめ」と同様に扱うこととする。

- ※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ※3 具体的ないじめの態様の例
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間外れ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ※4 具体的ないじめ類似行為の例
 - ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる 等

（※1～※3は、国の基本方針による。※4は、県の基本方針による。）

2 学校基本方針

- (1) 教育活動全体を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となり、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じた、いじめを防止する取組が実践できるように指導・支援する。
- (3) いじめは、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者ならびに地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- (4) いじめを行った児童の指導については、いじめが相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であること、自らの責任について十分理解させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- (5) いじめを認識しながら、それを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解させる。
- (6) アンケートや個別の面談を定期的実施し、全校体制で児童一人一人の状況把握に努める。
- (7) いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、指導内容が体系的・計画的に行われ、的確に機能しているか等、指導内容のプログラム化を図り、PDCAサイクルによる評価を盛り込む。

3 児童の実態

当校児童は、素直で思いやりのある言動が多く場面で見受けられる。しかし、どの学級でも友達に対する乱暴な言動や心無い言葉がけが少なからずある。学年を超えたトラブルも見られ、双方の児童への聞き取りや指導などの対応が必要となっている。社会規範に対する意識は、決して高いとは言えない面があるため、全体指導や個別の指導を継続的に行っている。

4 指導の重点

- (1) 正・不正を明確にし、守らなければならないことの意義を考え規範意識を高める。
(思考・判断力)
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信を高める場を見付けられるように支援する。
(自己有用感、存在感、肯定感)
- (3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心の教育を推進する。
(コミュニケーション能力)

5 重点達成のための方策

- (1) 正・不正を明確にし、規範意識を高めるために
 - ・「清里っ子の8か条」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう常に意識させる。
 - ・危険回避能力を高め、危険な行為をしないよう、具体事例を取り入れながら繰り返し指導をする。
 - ・年度当初や学期始めに限らず、大きな行事の前後に学習や生活の基本的ルールの見直しを行い、安心安全な学級の中で前向きに活動する学級を目指す。
 - ・長期休業や連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間に繰り返し徹底した指導を行う。
 - ・「清里っ子の8か条」を児童に意識付け、児童会主催の活動を盛り込みながら、児童が主体的に望ましい行動ができるように支援する。
- (2) 児童が自分の力を発揮し、自信を高める場を見付けられるように
 - ・縦割り班活動や児童会行事を通して、互いの違いや良さを認め合い、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。また、職員が同じ目的意識をもって全校の指導に当たる。
 - ・学級内で個に応じた役割(当番・係活動)を保障したり、一人一人が評価される活躍できる内容や場面を多く設定したりして、児童の存在感や学級への所属感を高める。
 - ・「あいさつ運動」や「1年生を迎える会」、「オータムフェスタ」、「6年生を送る会」等、児童が主体的に考えて活動し、温かな関係性を築けるよう取組を実施する。

明るく楽しい清里っ子の8か条

- ・明るいあいさつで1日を始めよう。
- ・友達同士「～さん」と呼ぼう。
- ・時間を守って行動しよう。
- ・ろうかを静かに歩こう。
- ・自分の持ち物には名前を書こう。
- ・後片付けをしっかりとしよう。
- ・だれとでも仲よくしよう。
- ・交通ルールを守って、安全に登下校しよう。

- (3) 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心を育てるために
道徳教育、人権教育、同和教育など教育活動を通して、互いの人権を尊重し、思いやりの心を
育て、いじめを生まない人間関係や集団づくりを推進する。
- (4) 「インターネットを通じて行われるいじめ・トラブル」の防止等に向けた取組の推進のために
- ・児童が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育等の推進に努める。
 - ・児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめ・トラブルを防止し、効果的に対処することができるよう、インターネットの不適切な使用による危険性などについて啓発する。
 - ・インターネット上のいじめに対して未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、アンケートや教育相談の内容にインターネット上でのトラブルやいじめに関する項目を設定する。

6 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」の構成と運営
- ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、養護教諭等で構成（必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加え、組織を拡充）し、適宜開催する。
 - ・いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - ・不登校ならびに不登校傾向などの情報交換については、委員会開催を待たず、必要に応じて職員に周知し、全体で当該児童を見守る。
 - ・学校評価や教員評価により、学校におけるいじめ防止対策等の取組状況を積極的に評価する。
 - ・学校いじめ防止基本方針が機能しているかどうか点検・見直しを行う。
- (2) 早期発見に係る校内体制
- <いじめ対策委員会>
- ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、養護教諭等による組織
 - ・早期の情報共有と児童、保護者への迅速な対応
- <教職員間の情報交換>
- ・些細なことでも気になることを声に出せる職員間の体制
 - ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報収集とその共有
 - ・校外の児童の様子についての家庭や地域からの情報収集
- <教育相談体制>
- ・アンケートを実施し、心配される児童への定期的な相談の実施
 - ・カウンセラーによる相談体制の確立、教頭をはじめとする担当への報告・連絡・相談の徹底
- <特別支援教育コーディネーター>
- ・児童の実態把握と適切な支援への助言
 - ・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり
- <児童に関する情報の共有化と適切な児童理解>
- ・「子どもを語る会」による情報共有：年度当初、定例（終礼時）
 - ・「なかよしアンケート」及び教育相談の実施による児童理解、情報共有：学期に1回程度
 - ・Q-Uアンケート（学級満足度調査）による児童、学級集団の実態把握と活用：1学期末
 - ・学校訪問カウンセラーとの情報共有
 - ・清里中学校との連携：新入生引き継ぎ等
 - ・児童の進級、進学や転学時の引き継ぎ、情報提供の徹底
 - ・いじめの問題に関する資料の保存（5年間）

【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良 保健室来室の増加 欠席、遅刻、早退の増加 授業への遅参
- 授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ 学用品、教科書、体育着の紛失
- 学用品の破損、落書き 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 日頃交流のない児童との行動 業間や休み時間の単独行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 多数児童からの執拗な質問や反駁
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避、逃避 特定児童の持ち物からの逃避 等

(3) 家庭、地域、関係機関との連携

①家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる教育活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）

◆保護者として

- ・我が子の前で他の児童生徒を批判するなど、いじめを挑発・助長する可能性があるような言動をしない。
- ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒等がいじめから保護する。また、その保護する児童生徒等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する。
- ・保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。
- ・自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自身が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報し、連携して早期解決を図る。

②地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・民生委員・児童委員、町内会等の関係団体と学校職員による児童の実態についての情報共有

【地域で見られるいじめのサイン例】

- 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
- 登下校中に特定児童が他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- 公園や空き地等で一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、小突いたりしている。
- コンビニや地区の商店等で物品や飲食料をおごらされている。 等

③関係機関との連携

いじめ防止、早期解決のために、上越あんしんサポートチーム（JAST）、すこやかなくらし包括支援センター等の行政機関、児童相談所、警察署等と積極的に連携して対応する。

7 いじめに対する具体的な措置

(1) いじめの発見・通報を受けたら

①いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告する。

担任、目撃者等の情報受信者 → 教頭、生活指導主任 → 校長

②いじめの認知とともに、いじめの「重大事態」の疑いがあるか否かを校内「いじめ対策委員会」で判断する。

ア 「重大事態」として対応しない

- ・対応しないと判断した根拠の明確化
- ・いじめ事案として対応

イ 「重大事態」の疑いがあるとして対応する

- ・情報を迅速に収集、整理、いじめの概要を把握
- ・速やかに市教育委員会（事案によっては、児童相談所、警察等の関係機関）へ報告
…不登校重大事態は、判断後7日以内に報告
- ・学校と教育委員会、警察等と連携して対応
- ・調査実施
- ・調査結果を保護者へ報告

さ…最悪のことを想定
し…慎重に
す…素早く
せ…誠実に
そ…組織で対応

◆基本的な考え方

- ・独自の判断は禁物。「様子を見よう」「悪ふざけだろう」などの考えは捨てる。
- ・「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- ・「いじめられている子どもの側に立つことを大前提にして判断する。
- ・「早期発見かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ・「小さい芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(2) 重大事態への対処

◆重大事態の意味

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより相当の期間（目安は年間30日）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合（学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。）

<いじめ・不登校対策委員会の役割>

○事実確認の計画作成

○被害児童への聞き取り

- ・教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、あせらず気持ちに寄り添って話を聞く。

○加害児童への聞き取り

- ・いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていない、認めようとしなない場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。

○周辺児童への聞き取り

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

○被害児保護者、加害児保護者との面談

- ・保護者とは直に会って面談を行う。
- ・保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な説明をする。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。校内「いじめ・不登校対策委員会」において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、校内いじめ・不登校対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかを、本人及びその保護者に対し、面談等で確認する。